

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成26年2月24日付けで行った公文書不開示決定は、妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、平成25年12月25日付けで、埼玉県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、
- ア 平成〇〇年〇〇月〇〇日午前〇時の時点で、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇付近での職務を命じた書類及びその復命書類等全て
 - イ 上記地点における平成24年1月1日から平成25年12月24日までの、
 - (ア) 規制時間帯に取り締まった違反の日時と内容が特定できるもの
 - (イ) 規制時間帯におきた交通事故の日時と内容が特定できるもの
 - (ウ) (ア) 以外の時間帯に取り締まった違反の日時と内容が特定できるもの
 - (エ) (イ) 以外の時間帯の交通事故の日時と内容が特定できるもの
 - (オ) 取締りの実施計画及び報告に関するもの
 - ウ 平成24年1月1日から平成25年12月24日までの〇〇〇警察署管内の各スクールゾーンにおける、前述のイ(ア) (イ) (ウ) (エ) (オ)
 - エ 交通反則告知書（〇〇〇〇〇〇〇〇）に関する以下のもの
 - (ア) 平成24年12月6日、(イ) 7日、(ウ) 10日に作成した書類
 - (エ) 平成24年12月20日に対応した時の記録
 - (オ) 平成24年1月7日に〇〇〇が提出した質問書
 - (カ) 質問書の回答のための起案決裁文書・その下書きや準備メモ・その他

- (キ) 現場検証の呼出状及びその発出手続に関する起案決裁文書
- (ク) 現場検証の記録
- (ケ) 違反事実を示す証拠
- (コ) 違反に伴う加点の手續等全て

オ ○○警官（上記事件の関係者）に関わる以下のもの

- (ア) 平成24年1月1日から平成25年12月24日までの、出勤簿等
- (イ) 12月10日に言った「違反者を逮捕した」ことを示す証拠書類
- (ウ) 12月10日の調書作成に用いた関係のメモ

の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (2) 実施機関は、本件開示請求のイ及びウに対して、平成26年1月8日付けで、条例第15条第3項に規定する公文書開示決定等期間特例延長を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 実施機関は、本件開示請求のイの（ア）、ウの（ア）及びウの（ウ）に対して、平成26年2月24日付けで、条例第34条により条例の規定が適用されないとして、公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (4) 審査請求人は、埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、平成26年4月23日付けで、本件処分の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (5) 諮問庁は、平成26年4月30日付けで、本件審査請求について補正を求めた。
- (6) 審査請求人は、平成26年5月11日付けで、本件審査請求の補正をした。
- (7) 当審査会は、本件審査請求について、平成26年6月25日に諮問庁から条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、開示決定等理由説明書の提出を受けた。
- (8) 当審査会は、平成26年7月24日に諮問庁の職員から意見聴取を行った。
- (9) 当審査会は、平成26年9月16日に審査請求人の口頭意見陳述を聴取した。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取消し、対象文書の全部を開示するよう求める。

(2) 審査請求の理由

警察官が現認し、交通反則告知書を発行した件数を公表していただきたく請求した。その多くは刑事訴追することなく完了しているはずである。これらの件数を公表することで取り締まりの透明性を担保するのではないか。

公文書を開示しない理由はなく、実施機関は条例の適用を誤っていると考える。

4 諮問庁の主張の要旨

諮問庁が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 開示しない理由

交通反則切符（以下「本件対象文書」という。）は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2に規定する訴訟に関する書類に該当し条例第34条により同条例の規定が適用されないため。

(2) 原処分の理由

ア 本件対象文書について

本件開示請求のイの（ア）、ウの（ア）及びウの（ウ）に対して、特定の期間内に特定の場所において取り締まった交通違反の日時及び内容が特定できる文書として、本件対象文書を特定したものである。

イ 本件対象文書が「訴訟に関する書類」に該当することについて

（ア） 交通反則通告制度は、道路交通法（昭和35年法律第105号）違反事件の簡易迅速な処理を図るため、道路交通法に違反する行為について刑事手続による処理を原則としつつ、その特例として一定の範囲において刑事手続に

先行して警視総監又は道府県警察本部長が一定額の反則金の納付を通告し（道路交通法第127条）、違反者がこれに応じて任意に反則金を納付した場合には、当該違反行為について公訴を提起しないこととし（道路交通法第128条）、また、通告に先立って行われる告知を受けた者が反則金に相当する金額を仮納付した場合には、反則金を納付したものと同様の効果を生ずることとしている（道路交通法第129条）。

反則行為とは、道路交通法第8章の罪に当たる行為のうち一定のものを指すから、その行為が犯罪であることは明白であり、反則行為があると認めて、その証拠を収集保全する行為は、司法警察員としての刑事訴訟法による捜査行為である（警察学論集・第57巻第9号）。

(イ) 交通反則切符は前記交通反則通告制度において使用される様式であり、道路交通法第9章に定める反則行為に関する処理手続の特例書式として道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第40条及び第41条で規定されており、交通反則事件の告知及び通告に用いられる。

(ウ) したがって、交通反則切符は刑事事件である道路交通法違反事件を処理するため作成されるものであるから、被疑事件に関して作成される捜査書類であることは明らかであり、刑事訴訟法第53条の2に規定する「訴訟に関する書類」に該当し、条例第34条により条例の適用が除外されるものである。

(3) 実施機関は前記(2)に記載した判断を経て本件処分を行ったものであり、処分は妥当なものである。

5 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

諮問庁は、特定地点及び〇〇〇警察署管内の各スクールゾーンにおける平成24年1月1日から平成25年12月24日までの交通違反の日時と内容が特定できるものとして、本件対象文書を特定したと説明している。

交通反則切符は道路交通法第9章に定める反則行為に関する処理手続の特例の書式であり、交通反則告知書等が一組に綴られており、違反者氏名、違反日時、違反場所、反則事項・罰条、反則行為の種別等が複写式で記載されている。

諮問庁は、本件対象文書が刑事訴訟法第53条の2に規定する訴訟に関する書類に該当すると主張するため、以下この点について検討する。

(2) 訴訟に関する書類について

訴訟に関する書類について、刑事訴訟法第53条の2は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）の規定を適用しない旨を規定している。同条の訴訟に関する書類とは、被疑事件・被告事件に関して作成され又は取得された書類であると解されるが、同条がこれを情報公開法の規定の適用から除外した趣旨は、①訴訟に関する書類及び押収物については、刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであり、捜査・公判に関する国の活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑事訴訟法第47条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、同法第53条及び刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類等は刑事訴訟法（第40条、第47条、第53条、第299条等）及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③これらの書類及び押収物は典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ大きいものであることによるものである。

すなわち、訴訟に関する書類は典型的に秘密性が高くその大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査や公訴の維持等に支障を及ぼすおそれ大きいものであることから、これらの書類の取扱いは刑事訴訟手続に委ねることと

したものと解される。

(3) 条例第34条について

条例第34条は、「この条例の規定は、刑事訴訟法第53条の2に規定する訴訟に関する書類及び押収物については、適用しない。」と規定している。

条例第34条は、刑事訴訟法第53条の2の規定を受け、関係法令との整合性を図る必要があることから、条例の適用除外規定を設けたものであり、訴訟に関する書類及び押収物については、条例に基づく公文書の開示請求とは別の制度に委ねることが適当であることから、この条例の適用除外としたものである。

(4) 本件処分の妥当性について

交通反則通告制度とは、原則は道路交通法違反における刑事事件であるが、違反者が一定期日までに反則金を納付すれば、特例として当該違反行為について公訴を提起しないこととする制度である。そして、一定期日までに反則金を納付しなかった場合には、刑事手続で処理されることとなる。

交通反則切符は、道路交通法第9章に定める反則行為に関する処理手続の特例の書式である。

よって、交通反則切符は刑事事件である道路交通法違反事件を処理するために作成される捜査書類に含まれるものであり、刑事訴訟法第53条の2に規定する訴訟に関する書類に該当する。

これに対し、審査請求人は、その多くは刑事訴追することなく完結しているはずであると主張している。

しかし、先に述べたように、道路交通法違反事件は原則として刑事事件であり、反則金の納付により公訴を提起しないことは特例であることから、仮に反則金の納付により公訴の提起を免れたとしても、当初は道路交通法違反事件の捜査書類であった交通反則切符がその性質を変じて行政文書になるものではない。

よって、実施機関が本件対象文書は刑事訴訟法第53条の2に規定する訴訟に関する書類に該当するとして、条例第34条の規定に基づき条例の適用除外とした判

断は妥当である。

なお、実施機関は本件処分において開示しない公文書の名称欄に具体的な文書名を記載していないが、不開示決定を行う際は文書を特定しその文書名を記載すべきであった。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

鈴木 潔、高松 佳子、山口 道昭

審議の経過

年 月 日	内 容
平成26年 6月25日	諮問を受ける(諮問第255号)
平成26年 6月25日	諮問庁から開示決定等理由説明書を受理
平成26年 7月24日	諮問庁から意見聴取及び審議(第一部会第95回審査会)
平成26年 9月16日	審査請求人の意見陳述聴取及び審議(第一部会第96回審査会)
平成26年11月13日	審議(第一部会第97回審査会)
平成26年12月11日	審議(第一部会第98回審査会)
平成27年 1月29日	答申